平成２８年（フ）第３８号
秋田県能代市字下悪戸83番地の２
破産者　秋北建設工業株式会社
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２４８０号
横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―202号、商業登記簿上の本店所在地横浜市都筑区茅ケ崎東３丁目５番６―809号
破産者　有限会社エム・ドウ
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４号
岐阜県関市神明町１丁目４番８号
破産者　福富工機株式会社
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第３１号
岡山県倉敷市児島赤崎１丁目７番30号
破産者　株式会社赤松工業所
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８９号
岡山県倉敷市菰池３丁目６番16号
破産者　安藤　史子
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第９６号
岡山市北区門前384番地１
破産者　株式会社イールドコーポレーション
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０４号
岡山県倉敷市児島下の町１丁目４番30号
破産者　赤松　敬之
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１４号
岡山市中区雄町241番地の18
破産者　有限会社ヨシカワ商店
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１５号
岡山市中区乙多見１番地19、住民票上の住所岡山市中区雄町241番地18
破産者　吉川　政一
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３８号
岡山市南区藤田668番地157ＡＳＫ佐藤Ｂ202
破産者　岩本　千恵
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４２号
岡山市北区鹿田町２丁目５－１、住民票上の住所岡山市北区田中152番地111
破産者　樋口　謙治
１　決定年月日　平成29年５月25日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第６３８号
神戸市灘区岩屋北町２丁目４番10号　岩北ハイツ403、従前の住所神戸市灘区赤松町２丁目３番12―406号
破産者　下村　武士
１　破産債権の届出期間　平成29年６月12日まで
２　一般調査期日　平成29年６月22日午前10時
平成29年５月24日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４９０９号
大阪府枚方市牧野阪１丁目16―15―22　牧野ＫＢハイツ202、開始決定時大阪府寝屋川市中神田町３番５号
破産者　堀ノ内末夫
１　破産債権の届出期間　平成29年６月16日まで
２　一般調査期日　平成29年７月20日午後２時30分
平成29年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第５３９号
大阪府松原市天美西２丁目３番６号
破産者　長宗　知哉
１　破産債権の届出期間　平成29年６月30日まで
２　一般調査期日　平成29年９月４日午後２時
平成29年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４号
埼玉県坂戸市薬師町９番地２　エスポワールＴＹ505、住民票上の住所埼玉県坂戸市大字片柳2308番地５
破産者　岡村　　実
１　破産債権の届出期間　平成29年７月６日まで
２　一般調査期日　平成29年８月２日午後３時
平成29年５月25日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６２０号
京都市左京区浄土寺馬場町78番地
破産者　株式会社さのや
１　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
２　一般調査期日　平成29年８月２日午後１時45分
平成29年５月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第６２１号
京都市左京区浄土寺馬場町58番地の１
破産者　株式会社サノ・コーポレーション
１　破産債権の届出期間　平成29年７月10日まで
２　一般調査期日　平成29年８月２日午後１時45分
平成29年５月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

債権者集会招集

平成２８年（フ）第２８４０号
大阪府四條畷市蔀屋本町８番１号　アムール植村107、旧住所大阪府交野市森南１丁目50番３号
破産者　佐藤　朋子
１　期日　平成29年７月13日午前10時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成29年５月24日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９３４３号
東京都渋谷区富ヶ谷２―12―10―304、住民票上の住所東京都港区白金３丁目21―３
破産者　前田　　洋
免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
平成29年５月25日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第１０１号
鹿児島市中央町18番地１
清算株式会社　南国興産株式会社
代表清算人　渡辺　勝三
１　決定年月日　平成29年５月22日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　各協定債権者は、清算株式会社に対し有する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
２　公租公課、特別清算手続に必要な費用等は、随時これを支払う。
鹿児島地方裁判所民事第３部